

4月から「働き方」に関する法律が変わります！！

残業時間の
上限規制

働き方改革セミナー

年休5日の
付与義務

「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します！

平成31年4月から働き方改革関連法案が施行されます。働き方改革は一億総活躍社会の実現に向けて、働く人が多様な生き方を選択し、より良い将来の展望を持てることを目指しています。

原町商工会議所が実施した地域実態調査によると、本市においては、労働力不足が深刻であり、更に労働力の質と生産性も低下しています。

このことから働き方改革に取り組むことで、職場環境をより良くし、安定的な雇用による労働力の確保や、労働力の質の改善を行い、生産性を上げる必要があります。

本セミナーでは、「そもそも働き方改革とは何か?」「働き方改革に取り組む際に利用できる助成金」等についてご説明いたします。是非ご参加頂き、働き方改革へのスムーズな対応を図り、魅力ある職場づくりから労働力の回復、利益向上につなげてみませんか?

労働時間の
把握

- 開催月日 平成31年2月7日(木)
- 時間 13:30~15:30(受付 13:00~)
- 内容 働き方改革関連法案について
説明：相馬労働基準監督署 岡崎 陽平 氏

参加費
無料

働き方改革に向けた取り組み、助成金について
説明：福島県働き方改革推進支援センター
草野労務管理事務所 草野 有道 氏

- 場所 原町商工会議所 大会議室 南相馬市原町区橋本町1丁目35番地
- 申込 下記の参加申込書に記入の上、FAXにてお申込み下さい。
- 申込締切 2月5日(火)まで
- 主催 原町商工会議所中小企業相談所



参加申込書

原町商工会議所 行 FAX 0244-24-4182

会社名等		TEL	
役職氏名		FAX	

お問い合わせ：原町商工会議所 担当：猪狩 TEL：0244-22-1141

※ご記入頂いた個人情報は慎重に取り扱い、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用致します。